

特定非営利活動法人 女性の安全と健康のための支援教育センター

公開講座

2018年6月2日(土)

開場 13:00 開演 13:30 (終了予定時刻 16:30)

会場 文京区民センター2階 A会議室 (裏面地図参照)

参加費 会員:500円 会員外:1,000円 ※申し込みは不要です

性暴力に関する 刑法改正をめぐって

～これからの課題～

島岡まな 大阪大学法科大学院教授。専門はフランス刑法、ジェンダー刑法学。性犯罪問題にジェンダー平等・弱者保護の視点の必要性を強調する論文を多数発表してきた。共著に『性暴力と刑事司法』(信山社、2014)、『性犯罪・被害—性犯罪規定の見直しに向けて』(尚学社、2014)など。



角田由紀子 弁護士。東京・強姦支援センターリーガルアドバイザー。日弁連「両性の平等に関する委員会」委員。NPO女性の安全と健康のための支援教育センター代表理事。安保法制違憲訴訟の会・共同代表。著書に『性の法律学』(有斐閣)、『性差別と暴力』(同)、『性と法律』(岩波新書、2013)など。



今回の改正の意義は、なんとといっても長年にわたり放置されてきた性暴力犯罪のあり方について、法制審議会が初めて正面から議論に取り組み、その結果、法改正に至ったところにある。今後は、なぜ、改正がこれほど遅れたのかを含めて、いままで国内では陽の当たることの少なかった性暴力犯罪をめぐる問題が法の分野の問題として認知され、人権の観点からの議論が多くの人を巻き込んで始まることを期待したい。性に関わる問題は、この国では長いこと、歪んだ興味の対象が、汚いことででもあるかのような扱いを受けてきていたが、ようやく人権の問題としての資格が与えられた。ここで終わりではないことの確認を含めて、人々の性にかかわる人権問題が光を浴びることを願う。——角田由紀子（論究ジュリスト, No23, 2017より）

性犯罪に関する刑法が、110年ぶりに改正され、昨年7月に「強制性交等罪」が施行されました。まだまだ課題は多く残されており、3年後をめどに検討が行われます。何が変わり何が課題なのかを、フランス刑法、ジェンダー刑法学を専門とする島岡まなさんに諸外国の例をひきつつ俯瞰していただき、また、法改正に弁護士として尽力した角田さんと語っていただきます。

特定非営利活動法人 女性の安全と健康のための支援教育センターは、女性・子どもへの暴力と取り組む支援者のための団体です。1999年に設立し参加会員の会費で運営されています。研修や公開講座によりさまざまな専門分野で活動する人を養成し、ネットワークづくりをめざしています。 <http://shienkyo.com>

問合せ先 email : shienkyo@vega.ocn.ne.jp FAX : 03-5684-1412

〒113-0033 東京都文京区本郷 1-24-5 7階 NPO 女性の安全と健康のための支援教育センター

<会場>

文京区民センター 2階A会議室（〒113-8510 文京区本郷 4-15-14）

*文京シビックセンターとは別の建物です。

<交通>

都営三田線・大江戸線「春日駅 A2 出口」徒歩 2 分、東京メトロ丸ノ内線「後樂園駅 4b 出口」徒歩 5 分

東京メトロ南北線「後樂園駅 6 番出口」徒歩 5 分、JR 水道橋駅東口徒歩 15 分

●都バス（都 02・都 02 乙・上 69・上 60）春日駅徒歩 2 分

